

社会福祉法人しらゆり福祉会 理事、監事、評議員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4章第22条に基づき、社会福祉法人しらゆり福祉会の役員及び評議員等の報酬、実費弁償並びに賞与及び退職慰労金について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 常勤役員とは当法人の事業所に勤務する役員で、週4日以上勤務する者をいう。
常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 評議員が、評議員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 理事が理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。
- 3 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会や評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

- 2 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事した時は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬及び評議員選任・解任委員会外部委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事した時及び評議員選任・解任委員会の外部委員が同委員会に出席した時は、別表2により報酬及び

実費弁償費を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、出張終了後支払うことが原則なるも、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(重複支給の禁止)

第8条 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規定により業務運営に従事した時は、理事会及び評議員会に係る別表1に掲げる報酬及び実費弁償費は、支給しない。

- 2 法人及び事業所の常勤役員及び職員を兼務する役員及び評議員は、この規程を適用しない。

(常勤役員の報酬)

第9条 常勤役員に支給する報酬月額別表2の金額で、評議員会での議決を要する。

(役員の賞与)

第10条 役員の賞与は、7月・12月の職員賞与支給日に在職する常勤役員に支給し、非常勤役員等には支給しない。

- 2 賞与の額は、常勤役員に対し賞与支給前3ヶ月に支払った報酬月額平均額に、同日支給する職員の賞与支給割合を乗じた額とする・・・
ただし、支給割合は、本法人の財務状況、社会経済状況を勘案し、理事長が減額を決裁できるものとする。

(役員の退職慰労金)

第11条 役員の退職慰労金は1年当たり10,000円とし、功績倍率は別表4を基準に支給する。詳細は別に定める。

- 2 役員の退職慰労金の適用開始は平成24年まで遡及し、令和6年6月14日から実施する。

(公表)

第12条 当法人は、この規程を以って理事、監事、評議員等の報酬等支給の基準として公表する。

- 2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬額を公表する。

(改廃)

第 1 3 条 本規定の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 1 4 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の決議を得て、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 1 1 月 9 日改定

令和 6 年 6 月 1 4 日改定

別表 1（第 3 条・第 5 条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会	5, 0 0 0 円	実費額。ただし、自家用車の場合は 1 k mにつき 2 5 円
評議員会	5, 0 0 0 円	

別表 2（第 4 条・第 5 条・第 6 条関係）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長	1 0, 0 0 0 円	実費額。ただし、自家用車の場合は 1 k mにつき 2 5 円
理事及び評議員	8, 0 0 0 円	
監事	8, 0 0 0 円	
苦情対応第三者委員	8, 0 0 0 円	

別表 3（第 7 条関係）

名 称	宿泊費	報 酬	その他
金 額	実 費	8, 0 0 0 円	交通費実費

但し、別表 2 について、業務が半日で終了の場合の報酬は上記日額の
1 / 2 とする。